

第三十三号議案

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和五年二月十五日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成十一年東京都条例第百七号）の一部を次のように改正する。
第二条の表二十九の四の二の項を削り、同表三十三の項トからヌまでの規定中「立川市」の下に「、武蔵野市」を、「国分寺市」の下に「、狛江市」を、「多摩市」の下に「、稲城市」を加える。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（提案理由）

市町村が処理する事務の範囲に係る規定を改める必要がある。